

四国4県広域応援協定に基づく
愛媛県広域応援計画

平成19年2月

愛 媛 県

目 次

第1章	基本方針	1
第2章	愛媛県応援隊の編成	2
第3章	情報連絡	3
第4章	応援隊携行資機材等	4
第5章	応援出動	4
第6章	被災現場における指揮命令	5
第7章	後方支援活動	5
別表	集結場所一覧表	6

第1章 基本方針

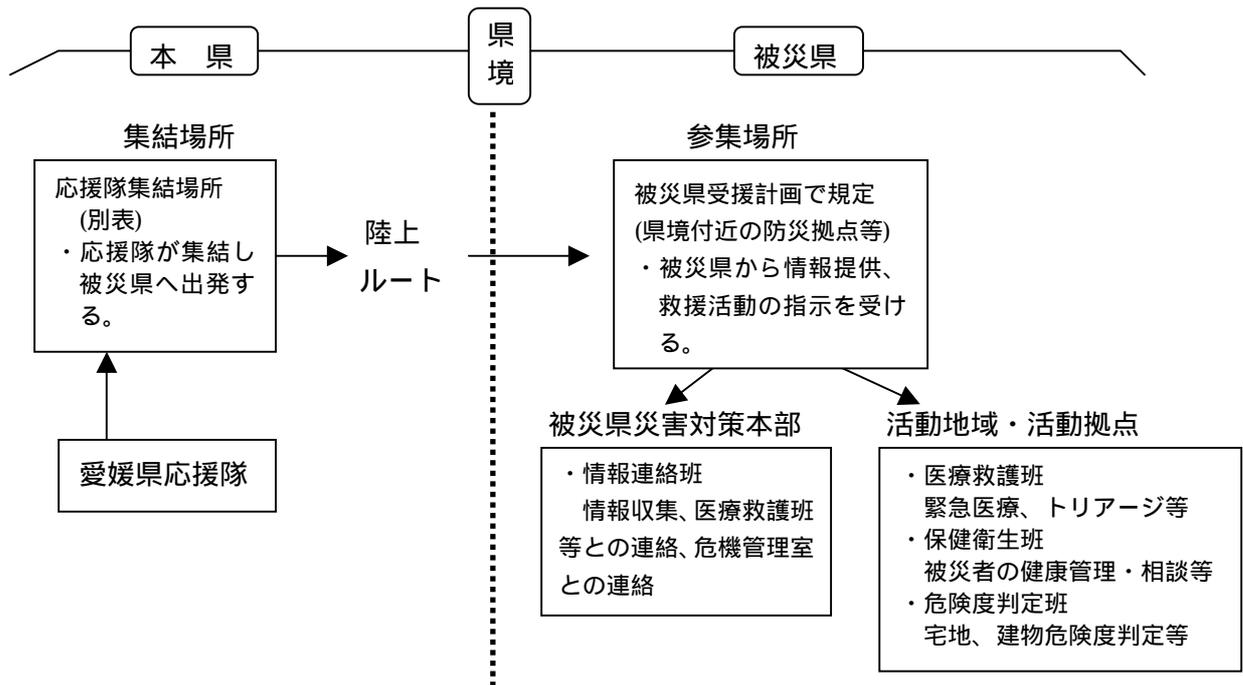
1 基本的な考え方

- (1) 大規模災害が発生した場合、本県が迅速かつ円滑に応援を実施する体制を確保するため、愛媛県地域防災計画との整合を図りつつ、愛媛県広域応援計画を定める。
- (2) 本計画は、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」(以下「四国4県広域応援協定」という。)に基づき、大規模災害発生直後の応援隊の派遣について定める。
- (3) 本県は、本計画に基づき、速やかに被災県に応援部隊を派遣し、災害応急対策を実施する。
- (4) 本計画については、さらに、合同訓練等を通じた検証や他県、市町及び防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (5) 国の「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく全国的な応援計画が検討されている南海地震等への対応については、国計画に基づく活動を優先する。

2 本計画の前提条件

- (1) 本計画は、「四国4県広域応援協定」を締結する他県が、激甚な被害を受けた場合を想定して策定する。
- (2) 本計画は、応援隊が使用する緊急輸送道路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ経路等を変更する。
- (3) 本計画は、本県の被害が軽微であり、他県に応援隊を派遣しても県内の対応が十分になされることを前提とする。

3 応援隊の県外への進出の流れ



第2章 愛媛県応援隊の編成

1 応援隊の編成等

(1) 応援には、四国4県広域応援協定第5条(3)の規定に基づき、災害応急活動等に必要な、次の職員を派遣する。

情報連絡事務等に必要な職員

医師、保健師、看護師等の職員

建物、宅地の危険度判定に必要な職員

(地震被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等)

(2) 前項に列記する職員を所管する部局は、あらかじめ、派遣が可能な職員を把握し名簿を作成しておく。

(3) 応援隊は、災害発生時に危機管理室からの指示を受け、所管部局が、名簿に登録している職員の中から次のとおり班編成を行うとともに、班責任者を定める。

情報連絡班 2名

医療救護班 医師1~2名、看護師等数名、事務職員(運転業務含む)1~2名

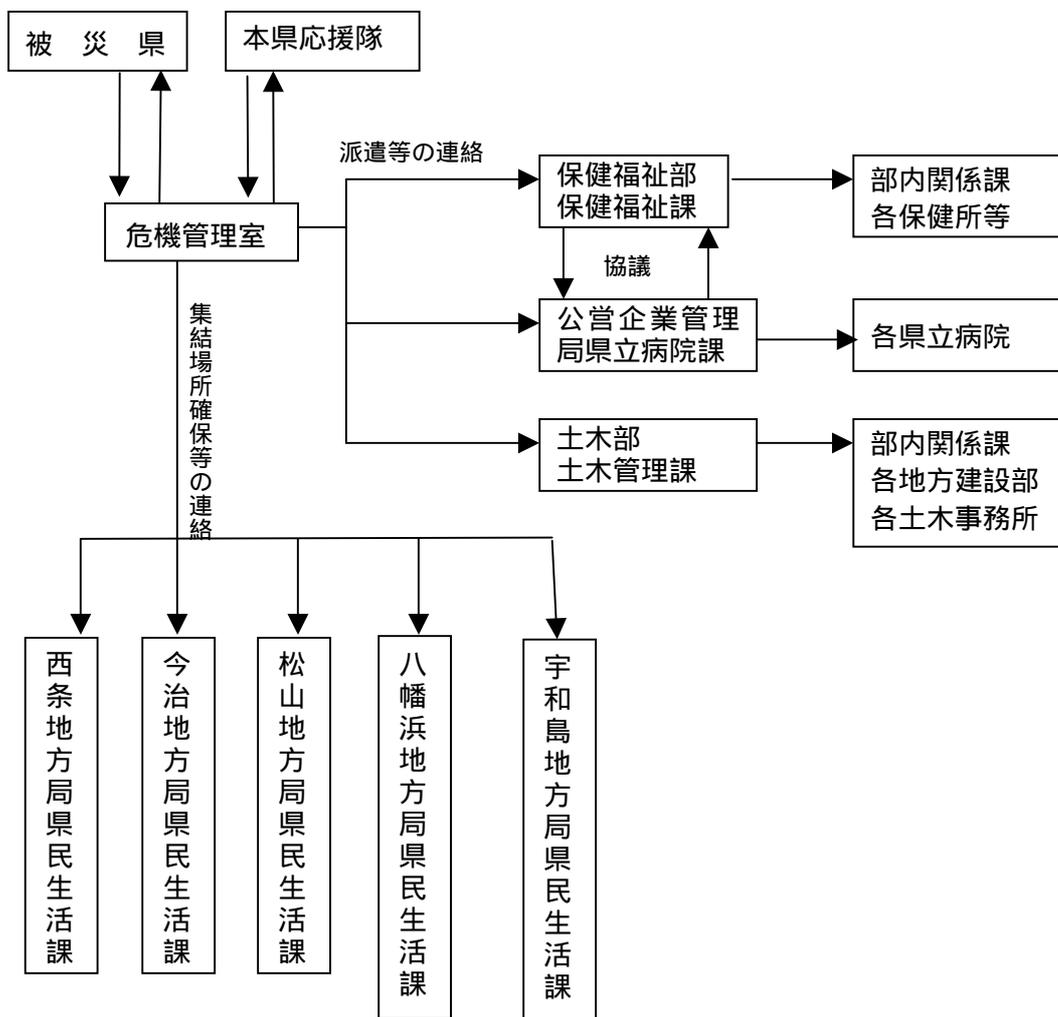
保健衛生班 保健師等2~3名、事務職員(運転業務含む)1~2名

危険度判定班 危険度判定士等2~4名(運転業務含む)

- (4) 危機管理室は、各班責任者の中から応援隊総括責任者を定める。
- 2 集結場所
 - (1) 応援隊の集結場所は、別表のとおりとする。
 - (2) 危機管理室は、緊急輸送道路と応援隊の集結場所を選定し、必要に応じ県警察本部に対して交通規制等を要請する。
 - (3) 応援隊は、二次被害を防ぐため、安全管理に留意し行動する。

第3章 情報連絡

- 1 愛媛県の情報連絡体制は、次図のとおりとする。
- 2 愛媛県の情報連絡窓口は、県民環境部管理局消防防災安全課危機管理室とする。
- 3 情報連絡の手段は、原則として防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、消防防災無線、衛星携帯電話、NTT回線を使用する。



第4章 応援隊携行資機材等

- 1 応援資機材は、県備蓄資機材の活用を中心に、所管部局と危機管理室等が協力し準備する。
- 2 応援派遣車両については、県所有車両から、所管部局と危機管理室が協力し準備する。
また、危機管理室は、必要に応じ、緊急通行車両の証票及び確認証明書を交付し、応援派遣車両に配備する。

第5章 応援隊の派遣

- 1 応援隊派遣の準備
危機管理室は、他県で、激甚な被害の発生を覚知又は認知した場合に、直ちに応援隊所属部局に連絡し派遣職員を参集させ、応援隊派遣の準備を行う。
- 2 派遣の決定
応援隊の派遣は、被災県からの要請があった時又は自主的な判断により知事が決定する。
- 3 要請及び出勤
 - (1) 危機管理室は、応援隊所管部所に対し、応援隊派遣の指示を行うとともに、次の事項について、可能な限り情報提供するものとする。
なお、応援隊は、原則として72時間活動可能な食料、飲料水及び個人装備品等を携行する。
 - ア 災害発生日時
 - イ 災害状況
 - ウ 人的、物的被害状況
 - エ 派遣先、派遣班数、資機材等
 - オ 被災県の参集場所及びルート
 - カ 被災県災害対策本部等の連絡先
 - (2) 応援隊を派遣した部所は、危機管理室に次の事項を報告する。
 - ア 応援隊員の職氏名
 - イ 応援隊の携行資機材、車両
 - ウ 出発時間及び参集場所到着予定時間
 - エ その他必要事項
 - (3) 危機管理室は、被災県災害対策本部に次の事項を連絡する。
なお、被災県との通信が途絶している場合は、ア及びイについて応

援隊が参集場所で被災県に報告する。

- ア 応援隊員の職氏名
- イ 応援隊の携行資機材、車両
- ウ 出発時間及び参集場所到着予定時間

第6章 被災地における指揮

- 1 被災地での活動においては、災害対策基本法第74条第2項の規定により、被災県知事の指揮により行動する。
- 2 応援隊は、被災県が定める参集場所において応援隊の到着を報告し、活動地域等の指示と必要な情報の提供を受ける。
なお、活動地域では、被災県災害対策本部の指示を受け、被災地の災害対策本部（市町災害対策本部等）と連携し活動する。

第7章 後方支援活動

後方支援活動は、危機管理室及び関係部局が協力して実施するものとし、応援隊が円滑に活動できるよう、次に掲げる活動を行う。

- 1 応援隊への資機材の調達と補給
- 2 交替要員の調整、派遣
- 3 被災状況など情報提供
- 4 被災県災害対策本部との連絡調整

別表

集 結 場 所 一 覧 表

応援方面	道路別	集結場所	担当支部
香川県方面	松山自動車道 国道11号	県四国中央総合庁舎	西条支部
		県西条総合庁舎	西条支部
徳島県方面	松山自動車道 国道192号	県四国中央総合庁舎	西条支部
		県西条総合庁舎	西条支部
高知県方面	松山自動車道 国道32号	県四国中央総合庁舎	西条支部
		県西条総合庁舎	西条支部
	国道194号	県西条総合庁舎	西条支部
	国道33号	県久万高原総合庁舎	松山支部
		県松山総合庁舎	松山支部
	国道197号	県大洲総合庁舎	八幡浜支部
	国道56号	県愛南総合庁舎	宇和島支部
		県宇和島総合庁舎	宇和島支部

注記) 応援隊派遣経路については、被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。